

佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第七条の二第一項の規定により、次の表に掲げる佐賀県史跡の管理団体として武雄市を指定する。

平成二十一年九月四日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
史第二十四号	佐賀県史跡	筒江窯跡 (附) 庚申刻字塔 再興記念碑 石 祠	— 基 — 基 — 基	武雄市山内町大字宮野三九〇四番地、三九〇八番地、三九一〇番地、三九一一番地、三九一三番地、三九一四番地一、三九一四番地二、三九四三番地一、三九四三番地二、三九四三番地三、三九四四番地	坂口 和博 久地石 孝 久地石 秋男 北川 義馬 一ノ瀬 正弘 田中 昭彦 久保 喬義 武雄市